令和６年度

伊 賀 市 職 員 募 集 要 項

≪育児休業代替任期付職員採用選考≫

試験日【平日・休日】選択可

募集職種

・事務職
・保健師
・保育士

＜受験申込受付期間＞

2024（令和６）年６月１９日（水）から７月１７日（水）午後５時１５分まで

令和６年度　伊賀市職員募集要項【育児休業代替任期付職員】

≪育児休業代替任期付職員とは≫

◎任期の定めのない職員が育児休業を取得した場合に、代替となる職員（以下「代替職員」という。）を任期付の正規職員として任用します。
◎代替職員の任期は、概ね６ヶ月以上３年未満で、代替職員ごとに育児休業取得職員の育児休業の期間を限度として採用時に決定されます。
◎任期が定められていること、昇格や育児休業、育児短時間勤務がないことを除き、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務等）は、原則として任期の定めのない職員と同様です。
◎選考の合格者は「育児休業代替任期付職員採用候補者名簿」（以下「名簿」という。）に登載され、育児休業者数に合わせて随時採用されます。なお、名簿の有効期間は合格通知の日から３年間となります。
◎職員の育児休業の取得状況や代替の必要性により、名簿に登載されていても採用されない場合がありますのでご承知おきください。
◎名簿に登載された場合は、代替職員としての採用に先立って、産前産後休暇を取得する職員の代替として会計年度任用職員に任用することがあります（希望を伺います。）。

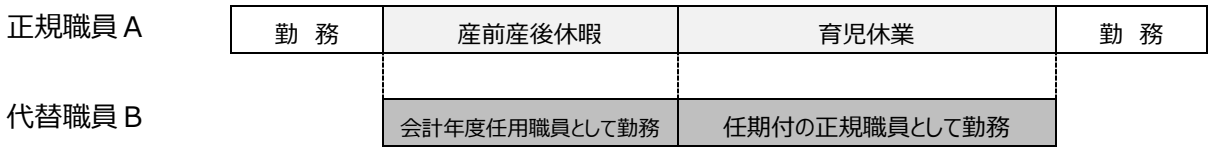

≪採用までの流れ≫

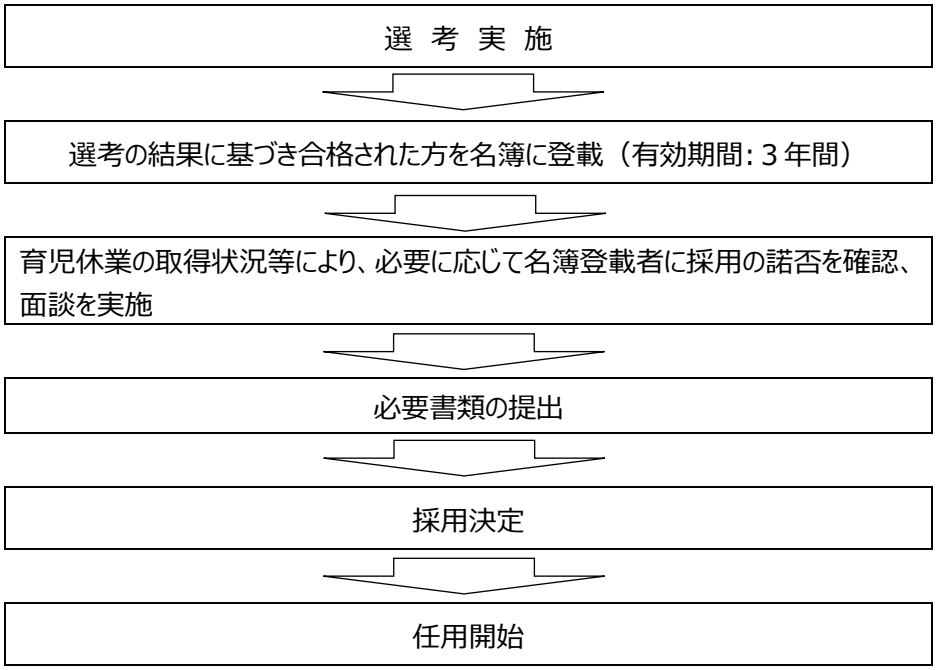

・名簿に登載されている方が採用に応諾されなかった場合や面談等により採用に至らなかった場合、採用後任期満了により退職となった場合でも、名簿の有効期間内は名簿から削除されません。

【職種・受験資格等】

職　種	受　験　資　格 （学 歴 ・ 免 許 等）	採用予定 時期・人数
事務職	義務教育課程以上を修了した人（同等の資格があると認められる人を含む。）	令和６年１０月 若干名
保健師	保健師免許を有する人	令和６年１０月 若干名
保育士	保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人 ※受験申込み時点で、保育士登録されており、幼稚園教諭免許が有効期間内であること	令和６年１０月 ４人程度

※複数の職種を重複して受験することはできません。
※採用予定時期・人数は、職員の育児休業の取得状況等により変更する場合があります。
※令和６年度伊賀市職員採用試験【前期日程】【後期日程】と重複して受験申込みができます。

◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。
(１)地方公務員法第１６条（欠格条項）に該当する人
(２)永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人
なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

◎　地方公務員法第１６条（欠格条項）
第１６条　次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
１　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第５章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎　外国籍職員の任用に関する基準について
「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。
１　公権力の行使にあたる職務
(１)市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
(２)市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
(３)市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
(４)その他公権力の行使に該当することとなる職務
「公権力の行使」にあたる主な職務の例
生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など
２　公の意思の形成への参画にあたる職
伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

【試験の内容】

科　目	内　　容
総合適性検査 （SPI3）	職務遂行に必要とされる総合的な基礎能力についての択一式による検査を行います。 テストセンター方式（所要時間：約 65 分）またはペーパーテスティング方式（所要時間：約 110 分）のいずれかを選択できます。
個 別 面 接	志望動機や自己ＰＲ、人柄などについて個別に２０分程度の面接を行います。
保 育 実 技 （保育士のみ）	ピアノ弾き歌い、絵本読み聞かせの実技試験を行います。ピアノ弾き歌いの課題曲は受験者に事前にお知らせします。

【試験日時、会場】

<table>
<tr><th colspan="3">日　時</th><th>会　場</th></tr>
<tr><td rowspan="2">いずれかを選択</td><td>休日実施</td><td>令和６年７月２７日（土）または２８日（日）のうち市が指定する日</td><td rowspan="2">総合適性検査（SPI3）
※ペーパーテスティング方式を選択された方
受付：　９時３０分～
開始：１０時００分

個別面接・保育実技
午後の市が指定する時間</td><td rowspan="2">伊賀市役所本庁
（伊賀市四十九町 3184 番地）</td></tr>
<tr><td>平日実施</td><td>令和６年８月２日（金）</td></tr>
</table>

●総合適性検査（SPI3）の受検についてテストセンター方式を選択された方は、受験申込受付完了後から令和６年８月５日（月）までの受験者が選択する日時及び会場（テストセンター）にて受検してください。個別面接（保育士は保育実技含む。）は、伊賀市役所本庁にて上記のいずれかの日程（休日・平日選択可）で受験いただきます。

※試験は総合適性検査（SPI3）と個別面接（保育士は保育実技を含む。）のいずれも受験いただく必要があります。
※受験日は休日実施または平日実施のいずれかを選択できます。
なお、申込時に選択された受験日及び総合適性検査（SPI3）の受検方式は変更できませんのでご注意ください。
※テストセンター会場や営業日については、リクルートのウェブサイトでご確認ください。
（参考　https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html）

選考の合否は総合適性検査（SPI3）と個別面接（保育士は保育実技を含む。）の結果を総合して決定します。
結果は、合否に関係なく受験者全員に電子メールで通知するとともに、伊賀市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

【受験手続】

◆申込方法

原則として、インターネットからお申し込みください。

なお、申込みには、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスが必要です。

※申込みフォーム（https://logoform.jp/form/KPw2/572987）

申込み送信後すぐに、「送信完了」の通知メールが自動送信されますので、届いたことを確認してください。「送信完了」の通知メールが届かない場合は、申込みができていない可能性がありますので、人事課までお問い合わせください。

郵送により申込みを行う場合は、伊賀市ホームページから申込書をダウンロードできます。また、申込書は、人事課及び各支所にも備え付けています。

郵送により申込みを行った場合でも、その後の連絡は電子メールにより行います。

※伊賀市ホームページ（https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html）

◆受付期間

令和６年６月１９日（水）から７月１７日（水）午後５時１５分受信分まで

郵送による申込みは、必ず簡易書留とし、７月１７日（水）午後５時１５分必着とします。

◆郵送の場合の申込先（問い合わせ先）

〒518-8501　伊賀市四十九町３１８４番地

伊賀市総務部人事課（℡:0595-22-9605）

◆注意事項

・受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申し込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。

・申込みに使用するメールアドレスは、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。これにより受験できなかった場合でも一切責任を負いませんので、ご注意ください。（ドメイン指定等の受信制限をされている場合は「@logoform.jp」「saiyou@city.iga.lg.jp」「@arorua.net」からの電子メールを受信できるように設定してください。）

・受付開始から受付終了時間までは、２４時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。このために生じた申込みの遅延等は一切責任を負いませんので、時間に余裕をもってお申し込みください。

・お使いのプロバイダによっては、本市からの「送信完了」の通知メールが迷惑フォルダ等に振り分けられるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダにお問い合わせください。

・申込みに記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。

・受験に際して取得した個人情報は、選考及び任用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

【総合適性検査（SPI3）の受検方法】

・総合適性検査（SPI3）は、性格検査と能力検査があります。

・テストセンターでの受検を選択された場合、申込受付完了後、順次「受検依頼メール」を送信しますので、メールのリンク先の案内ページに従い、都合の良い日時・会場を予約して受検してください。

・総合適性検査（SPI3）の受験会場は、申込み後の変更ができないので、手続には十分注意してください。

※テストセンターでは、本人確認書類（顔写真付証明書：運転免許証、パスポート等）が必要となります。

【勤務条件（令和６年４月１日時点）】※伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。
原則として、任期の定めのない職員と同様です。

◆勤務時間

事務職 保健師	原則として、月曜日～金曜日（週 38 時間 45 分勤務） ８時３０分～１７時１５分（休憩 60 分） ※配属先により異なる場合があります。
保育士	原則として、月曜日～金曜日（週 38 時間 45 分勤務） ８時３０分～１７時１５分（休憩 60 分） ※配属先により異なる場合があります。 ※早番・遅番勤務あり（シフト制）

◆勤務地

伊賀市役所本庁、各支所、伊賀市立各保育所（園）、幼稚園、ほか伊賀市内各施設のいずれか
※勤務地や配属先は、任期の途中であっても異動する場合があります。

◆採用後の給与等（令和６年４月１日時点）

◇初任給（上限の範囲内において職務経歴等により加算措置があります。）

職種	給料月額（地域手当を含む）	
	職歴加算がない場合	職歴加算を最大までした場合
事務職（高校卒の場合）	166,900 円程度	256,800 円程度
事務職（大学卒の場合）	192,900 円程度	
保健師（大学卒の場合）	214,200 円程度	
保育士（短大卒の場合）	178,800 円程度	

・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して給与改定を行うことがあります。
・上表のほか、条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、退職手当等が支給されます。

◇休日（勤務場所により異なることがあります。）

原則として日曜日、土曜日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

◇休暇

年次有給休暇として年間最大２０日（任期により異なります。）が付与され、残日数がある場合は２０日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、子の看護休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。ただし、育児休業、育児短時間勤務は取得できません。

◎主な特別休暇

ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合　年間５日以内
結婚休暇	職員が結婚する場合で結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき　７日以内
不妊治療休暇	職員が不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められるとき　年間５日以内（体外受精及び顕微授精の場合は 10 日以内）
妊産疾病休暇	妊娠中の職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難であると認められるとき　14 日以内
育児参加休暇	配偶者が出産する場合に、その出産に係る子または小学校就学までの子を養育する職員が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当と認められる場合　５日以内
産前・産後休暇	産前・産後各８週間（多胎は産前 14 週間）
保育時間	生後１歳に満たない子の保育のために必要と認められる時間　１日２回それぞれ 30 分以内
配偶者出産休暇	職員が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合　２日以内
子の看護休暇	中学校就学の終期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合　年間５日以内（ただし中学校就学の終期に達するまでの子が２人以上の場合は 10 日）
短期介護休暇	負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合　年間５日の範囲内の期間（ただし、要介護者が２人以上の場合は 10 日）
夏季休暇	盆等の諸行事、心身の健康の維持・増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合　５日以内
生理休暇	職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとして休暇を請求したとき　２日以内

【その他】

1　保育士については、幼稚園に配属される場合があります。
2　採用決定前には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において健康診断を受けていただきます。
3　名簿登載後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、名簿から削除されます。
4　代替職員としての名簿への登載や採用は、任期の定めのない職員の採用試験やその任用にいかなる優先権をも与えるものではありません。なお、名簿登載期間中であっても任期の定めのない職員の採用試験を受験することができ、これに合格のうえ採用された場合は、名簿から削除されます。
5　代替職員は正規の常勤職員として任用されるとともに、兼業が制限されるなど、地方公務員法その他の法令に基づく服務規定が適用されます。なお、代替職員として任用されていない期間は適用されません。
6　地方公務員法第 22 条の規定により、採用後６ヶ月間は条件付の採用となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります（給与等に変動はありません。）。
7　申込者数の状況によって、試験日または会場を追加・変更する場合があります。
8　荒天・災害時等の選考実施の有無などについては、各実施日前日の午後６時に伊賀市ホームページ（https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html）に掲載します。

〒５１８－８５０１
伊賀市四十九町３１８４番地
伊賀市役所　総務部人事課人事研修係
（電話）０５９５－２２－９６０５
（ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ）https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html